

委員会提出議案第1号

墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年1月29日

墨田区議会議長

佐藤 篤 様

提出者 議会改革・議会広報改革特別委員長 堀 よしあき

墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例（平成28年
墨田区条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加え
る。

3 前項の規定にかかわらず、前条第2号に規定する参考人のうち、自ら提出した請
願に関する意見の陳述を行うために同号の規定により出頭したものに対しては、当
該出頭1回につき、1,000円を支払うものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会改革・議会広報改革特別委員会による調査・検討の結果、請願者の委員会での
発言の実施及び実施方法が決定したことに伴い、所要の改正を行う必要がある。